

会議録

1 会議名	令和 6 年度第 2 回長崎市入札監視委員会
2 日時	令和 6 年 7 月 30 日(火曜日) 13 時 30 分～
3 場所	市庁舎 5 階 第 1 委員会室
4 議題	(1) 抽出事案について (2) 指名停止について
5 審議結果	1 抽出事案について (1) 籠町内径 300 耗污水管布設工事【余任】 【委員】 再度公告入札になった経緯は。 【事務局】 工事個所は新地中華街や銅座町の繁華街に近く、昼夜を問わず車両や人の通行量が多い事、また夜間工事である事、河川横を 3m程掘削するが、河川や地下水の影響を受けやすい等の厳しい施工条件から配置可能な人員がいないという事で入札辞退、不参加となっている。入札不参加、辞退業者への聞き取りでは、4 月、5 月の着工なら、応札できるとのことから、再公告で 2 月下旬の契約で、4 月初旬から工事開始となるよう余裕期間制度を使って発注し落札に至っている。 【委員】 再度公告後も、実際に入札した業者は 1 社のみで、他 8 社は辞退、不参加である。何故そのような事態が生じたのか。 【事務局】 年度末の発注ということから、業者が受注及び工事の計画の中で、当該工事の入札を見送る判断になったと考えている。落札率が高いことについては、厳しい施工条件から高くなったものと考えている。 【委員】 9 者が入札参加承認を受けているのに、1 者のみ入札、2 者が辞退、あとは不参加である。参加しない場合はきちんと辞退をして頂きたい。 【事務局】 市としても、委員と同じ考えであるため、これについて後ほど提言への対応で説明させて頂く。 【委員】 予定価格すれすれのところで 1 者しか入ってこない。工事が厳しいというのはわかるが、入札不参加の者にヒアリングは行ったか？ 【事務局】 辞退、不参加も含め、入札参加承認した全員にヒアリングを行った。 【委員】 ヒアリングを行う課においても、不参加の事業者にもヒアリングする場合、きちんと辞退届を出すように伝えてほしい。 【委員】

工事件名の余任とはどういう意味か。

【事務局】

「余任」とは、余裕期間制度の任意着手方式の略である。余裕期間制度とは、契約締結から工事に着手する始期までの期間において、実工期の30%かつ4ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する。受注者は余裕期間内に建設資材や建設労働者の調達準備ができ、また余裕期間内においては、現場代理人や主任(監理)技術者の配置が不要であり、年度末の繁忙期に手持ち工事を抱えている建設事業者が入札に参加しやすくなるため、入札の不調・不落札対策としても期待できる制度である。余裕期間制度には、発注者が工事の始期を指定する「発注者指定方式」と発注者が定めた余裕期間内で受注者が工事の始期を変更できる「任意着手方式」があり、工事条件に応じて発注課が選択する。

【委員】

どのような工事を余任にするのか。

【事務局】

事業課の方で、工期的に余裕期間制度を活用できるか検討して、どの工事を余任にするか等を決めている。

【委員】

余任をしない等決めるのはどのように決めているのか。例えば、参加対象業者に仕事の状況をヒアリングして決めているのか？あるいは根拠なく適当に決めているのか。

【事務局】

用地買収がある事業では、買収が遅れて10月、11月になると、工事業者も既に他の工事を受注しており、入札参加が少なくなる。年度当初に余裕期間制度を使って発注すれば、早めに業者を決められて、また、最大4か月だが数か月後に工事に着手することができるので、そういうところから余任の工事を決めている。

【委員】

余任が標準ではないという事か。

【事務局】

不落札対策では余任を活用した方がいいが、絶対ではない。

【委員】

発注者指定方式と任意着手方式の使い分けはあるのか。

【事務局】

発注者指定方式は工事の始期があらかじめ決まっている工事で、任意着手方式は業者の都合で発注時期を決めることができる工事となる。

【委員】

発注者がこの日から工事に着手するよう指定しないとイケない工事は、どのくらいあるのか。

【事務局】

主流で数が多いのは、余任の任意着手方式である。発注者指定方式は限られた案件で適用され、当該方式による案件は「余発」という表示になる。

(2) 田上3丁目(径50・30耗)配水管布設工事【余任】

【委員】

入札参加申請が 11 者であったのに、入札参加が 1 者であったその理由と落札率が 98%と高かった理由は何か。

【事務局】

入札参加申請を行った業者に聞き取りを行った。

狭小な里道や市道を人力で施工することで、現場条件が他工事より悪い事と現在受注している工事もあり、作業員の確保が困難であることから、入札に参加しなかったとのことであった。落札率が高いことについては、現場条件が悪いことで予定価格に近い落札結果となったと考えている。

【委員】

ヒアリングは全業者にしたのか。金額に関する理由の回答はあるか。

【事務局】

ヒアリングは全業者ではなく、抽出して行った。金額を理由にする回答はなかった。やはり現場条件が他工事より悪い事や人力施工による作業員の確保が困難との回答をもらっている。

【委員】

ここは重要な事だと思うが、工事が難しいと、じゃあ金額が上がれば、人も集められるし対応もできるという事業者もいると思うが、金額がこれでは厳しいという業者はどのくらいいるのか。

【事務局】

業者ヒアリング時に、今、委員長が言われた部分が不足しているのかと思う。次回の設計のためにも、金額の視点を入れる事も必要かと考えている。

【委員】

公告に工期末の記載はあるが、工期開始日は記載されていない。

【事務局】

余任で発注し、工事開始日は受注者が決めるため、記載していない。

【委員】

資料に契約日の記載をしていない。

【事務局】

契約日は開札日の 1 週間後になる。

【委員】

公告の(6)工期のところに、工事開始日から令和 7 年 1 月 31 日(金)までとなっている。こういった記載はよいのか、契約日は書かないといけないのではないか。

【事務局】

受注者が工期の開始日を決めるので、どうしてもこういう書き方になる。

【委員】

資料には、契約日を記載した方がよいと思うので、検討してほしい。

【事務局】

検討する。

【委員】

何を聞くかというのは非常に大事で、ヒアリング項目を考える時に、次どう改善するかを想定して聞くことが重要。また、個別で聞くのではなく、類似したものが起きていないか 1 年くらいまとめた中

で、次に同じような事が起こらないようにして頂きたい。

【事務局】

いろいろな契約で研究していきたい。

【委員】

変な見方をすれば、事業者のネットワークがすごくて、みんな入札しないということがわかっていれば、今回の 2 件の案件のような 1 者が予定価格に近いところに入札して落札するということも想像できる。このような案件がぽつぽつと出るくらいならいいが、ある特定の業種や工事でこのようなことが繰り返し起こるようであれば、気がける方がいい。

【事務局】

いろいろな入札の結果をみて、研究していく。

【委員】

このケースがというわけではないが、一般的に談合は長期的な関係でグループを作り、情報のやり取りを行っていると考えないとならない。談合を防ぐため、監視しなければということであれば、気がける方がいい。

(3) 長崎市配水管整備工事(単価契約)

【委員】

2 者応札 3 社辞退で、少し最低制限価格率が高めに出たため、落札率が高くなったという案件だが、何の単価契約か、それとどうして単価契約としたのか。

【事務局】

公道や私道への配水管布設要望による早急な施工を目的とした工事で、施工箇所は申請により決まることから、契約時点では明確ではなく、施工計画等が立て難いことや、申請場所によっては施工工期が限られてくる場所もあるので、入札参加業者が少なく、落札額も高くなったのではと考えている。単価契約は、一定の期間内に物や役務の発生が見込まれるがあらかじめ数量を確定することができない場合の契約方法である。

【委員】

単価とはどういう単価か。メーター当たりの単価など。

【事務局】

道路舗装を切断する 1m 当たりの単価、舗装を取り壊す 1 平方メートル当たりの単価や、掘削する土量の 1 立方メートル当たりの単価などを作って契約をしている。

【委員】

業者が価格を出す前提は何か。

【事務局】

考えられる工種の全ての単位当たり単価をまとめたものを公表している。1 年間で予定される配水管の整備数量と、その数量に各施工単価を掛けて契約している。

【委員】

今回、単価契約という言葉が初めて出てきた。単価契約についてということで、今説明があった事、なぜ単価という言葉を使うか、予定価格がどうやって出てくるのか、それと業者に入札時にどうい

情報を提示して応札してもらうか、その辺も含めて資料として提出してほしい。

【事務局】

次回提出する。

(4) 長崎市消防団第 53 分団 1 部・2 部格納庫新築工事【余任】

【委員】

再入札の案件、1 回目は入札がなかった不調案件である。2 回目は 7 者うち 6 社が 93%以内で入札した。予定価格を上げて、或いは工期を変えて再入札したのか。

2 回目に 6 者と複数者が最低制限価格内に入札をいれた事に違和感ある。そのあたりの理由は何か。

【事務局】

1 回目に参加申請して入札しなかった業者に聞き取りを行った結果、時期的に現場に配置する職人の手配が厳しく入札参加できなかったが、2 回目の施工時期であれば入札参加できる状況であったとのことだった。2 回目の入札後も各社にヒアリングを行ったが、予定価格の高低ではなく各社、請負できる価格で入札したと聞いている。

【委員】

公告の工期についての書き方だが、余裕期間の工事は工事開始日からとしているが、余裕期間でない工事は契約日からとしている。その理由は何か。

【事務局】

余裕期間でない工事は、契約日から工期が始まり、工事着手できるが、余裕期間の余任の工事は契約しても、工期がすぐ始まるわけではなく、工期の始まりは、受注者が選んだ工事開始日となるため、そのような記載をしている。ただ、工期の日数は決まっているため、最大の余裕期間をとった場合の工期末を記載している。公告にもその旨を記載している。

【委員】

契約日と始期、工事開始日、終期の関係がよくわからない。余裕期間制度の追加資料で説明して欲しい。

【事務局】

工事開始日は、契約日と始期の間であればどこからでも工事を開始してよいこととなる。

【委員】

追加資料で、始期が工事開始日を表すとすれば、この図は不適切である。

余裕期間というのが、この始期と合うわけがないので。網掛けしてあるどこかに始期があって、そこから工期をとったところが終期にしないと、誤解を生むと思う。実工期は、何か月であるとか決まっているのではないのか。

【事務局】

決まっている。

【委員】

重要な情報は、実工期であり、それに対して、どのくらいの余裕期間があるのかだと思うので、全ての案件に対して、公告の資料を付けるより、そのような資料を付けて頂いた方がわかりやすい。資料にある公告文まで細かく見ていない。

【事務局】

資料に記載している始期とは余裕期間の期限となる日が正確な表現である。設計書の中では、実工期が何日間、余裕期間が何日間と記載している。資料の出し方については、検討する。

【委員】

余任期間を示した図では、終期が決まっているように見える。終期も始期と共に動くと考えてよいのか。

【事務局】

そうである。

【委員】

工期は、工事開始日から何日間とか何か月と記載すべきではないか。

【事務局】

この公告と併せて設計書の中で補完している部分があり、応札者はどこまでが余裕期間で実工期かわかる状態になっている。

【委員】

工期を変更したことによって、入札業者はどのように変わったのか。

【事務局】

2 回目の入札の工期は 3 月初旬から 9 月までであるが、年度末である 3 月初旬は、工事検査などの対応に多くの会社が追われている状況であることから、この工事を余任工事としたことにより、参加も増加したと考えている。

【委員】

うまくいかなかった最初の工期について質問されているのではないのか。

【事務局】

1 回目は単年度事業で年度末を工期として、逆算した年度の間で発注した。

この時期は国、県、市の発注が終わりかけのころであり、技術者を各所に配置しているため人手不足の状況であったと考えている。

【委員】

工事時期をずらしたと考えていいか。もともとは余裕期間が無かったが、2 回目に余裕期間を付けることで、入札に参加しやすくしたという理解でよいのか。

【事務局】

そうである。

【委員】

年度末に余任を使って発注し、年度明けてから工事に着手するということだが、どちらの年度の予算か。

【事務局】

今回は 5 年度予算を繰越したもの。

【委員】

案件によって変わるのか

【事務局】

長期の工事計画は、あらかじめ債務負担行為という複数年度予算の設定を行ったうえで工事を発注する。

【委員】

短い工事は、繰越か。

【事務局】

年度内に工事が完成する予定であったが、工事が終わらないことがわかり、予算の繰越しをしたというもの。

(5) 農道飯香浦上線ほか 2 線道路災害復旧工事

【委員】

落札率が高いことから事案として抽出しているが、予定価格がわかっていてその予定価格で入札するといった入札に対する見解を知りたい。

【事務局】

まず、予定価格の位置付について、公共工事の予定価格とは、標準的な工期で、標準的な施工方法で工事を行う場合の標準的な市場の価格となっている。

また、基となる数字として、国や県が市場の実態調査より作成した標準積算基準書及び市場の単価を使い、積算した標準的な価格である。国土交通省入札額の分布のグラフを示しているが、国においては、予定価格は事後公表であるが、実際の多くの入札価格を整理すると、入札価格は予定価格を中央値又は平均値として、左右に正規分布に近い分布を示している。

つまり、予定価格は、公共工事を行う中で、平均的な価格ということである。公共工事では、予定価格が契約できる価格の上限となっていることから、この予定価格以下で契約することとなる。また一方、最低制限価格は、この価格以下では手抜き工事による粗悪な品質となることや労働者の賃金へのしわ寄せが懸念される価格である。従って、今回の案件は、入札者は予定価格で入札しているが、工事の内容を鑑みて、設計図書に基づき工事の見積もりを行った結果、設計の内容に見合った価格、あるいは採算がとれないと判断し、予定価格付近の応札が妥当だと考え入札した有効なものだと考えている。通常、3 月末の入札は手持ち工事量が少ない年度初めの受注となり、入札参加者も多くなりがちだが、当該物件については、2 者が辞退又は不参加、2 者がほぼ予定価格で入札したことからも、予定価格が妥当又は採算がとれないと判断したものと思われる。また入札者は、入札時に他社の入札等の情報は知りえないものとなっている。

【委員】

仮に同じ金額となった場合はどうなるのか。

【事務局】

くじ引きとなる。

【委員】

(※欠席のため事務局が代読)当該工事において、落札率が高かった理由はなにか。

【事務局】

この工事は災害復旧工事であるため、通常の工事のように、週休 2 日の割増がなく、余裕期間制度

を活用できないうえ、現場が狭小な道路を使わないと施工できないこと、各々の工区の工事規模が小さく施工性を上げるのが困難な工事であったため 3 つの工事をまとめて発注することにより工事規模を大きくして、少しでも業者の施工性が上がるような形としている。このように条件が厳しい工事の場合は施工業者も工事金額を高く設定することにより落札率も高くなったものと考えている。

【委員】

場所は違う 3 つの工事をまとめたということだが、どのくらいであればまとめて行うのか。その基準的な考え方は何かあるのか。

【事務局】

特に基準はないが、今回は 3 つの農道の被災があった。その 3 つを個別に出すと非常に低額工事になることから、同種工事ということで 3 つをまとめて発注した。

【委員】

以前は、指名競争入札でこのような工事は行っていたと思うが、現在は、指名競争という考えはないのか。

【事務局】

現在、指名競争入札は行っていない。

【委員】

別冊資料の 1 ページの下段の国交省の入札分布が正規分布に近いということであるが、最近は積算ソフトが色々あり、精度もいいので、予定価格を超えて応札するというのは受注する気がない応札だと思うが、このデータはどういうデータか。

【事務局】

データは九州技報の 2007 年 7 月版に掲載された論文から引用している。これは 2007 年の統計であるため、たしかに今の積算ソフトは精度がいいものが出てきていて、市町レベルでは予定価格に近く出ると思うが、国の工事は規模が大きく、また通常市販されている積算書にない歩掛で、見積り歩掛を使用する最先端の工事であるとか、いろいろな工事で先端を研究しながらやっている工事が多い。そういう意味では市販のソフトでは算出できない金額も多くあり、そういったパイロット的な工事、新技術を使用する工事などで積算額の算定が幅広くなると考えている。現在、市町や県の工事では市販のソフトを使えば 100、或いは少し超えるくらいにしかならないと思うが、その市町の工事の予定価格が市場の平均価格というのは変わらない。資材や歩掛にしても間違いなく市場の平均価格を採用してきているのは事実であるため、説明としては、この分布図が一番わかりやすいと考え、提示した。

【委員】

公共工事は平均的な額であるが故に、災害復旧工事等、急にやらなければいけないとか、いろいろな厳しい条件がある時に、業者が躊躇してしまう等あると思う。災害復旧等は平均的なものに割り増し等があれば、適正な額、業者にもそれなりの利益が出るような額が予定価格になるといいなと思う。先ほど委員長からもあったが、業者ヒアリング時には金額が見合わないなどを把握し、積算の基準となるところを、できるだけ実情を反映した積算ができるようなかたちにもっていったらと思う。

【委員】

災害復旧で 1 日でも早くするため、随契するケースはあるか。

【事務局】

最近だが西山の河川の災害復旧について、建設業協会と災害協定を結んでおり、早急に対応できないかということを今年度から始めている。どうしても急がないといけないものは、そういうものを利用してやっていきたいと考えている。

【委員】

西山のケースは、相談はしたが、実績はまだないということか。それは随意契約なのか。

【事務局】

今からの契約で、随意契約を予定している。

(6) 長崎市総合運動公園庭球場舗装工事

【委員】

最低制限価格が高くなったことにより、他の入札者の入札額より大きい2者の入札が有効となった。結果的に高い落札価格となっている。ランダム係数の出方について聞きたい。

【事務局】

長崎市では過去に、最低制限価格の漏洩による入札妨害事件があり、その後、二度とこのような事件が起こらないよう検討し、試行錯誤を繰り返し、確立したのが予定価格を事前に公表するといった現在の長崎市の入札制度である。これによって不正な働きかけを防止することを目的としており、予定価格が固定されることから下の最低制限価格は誰もわからないような係数をかけるというような方式を採用している。ランダム係数のメリットとしては、改札時に最低制限価格が決まることから、不正な働きかけによる最低制限価格の漏洩が発生しない。また、これによって公平性や透明性が確保できる。ランダム係数は 0.00～2.00 の範囲で一様分布により発生するようになっており、この得られたランダム係数に 91.00 を足して最低制限価格率を算出している。資料に令和 3 年度と令和 4 年度のランダム係数による最低制限価格率の階層別分布を 91.00 から 93.00 までも 0.5%刻みで示しているが、92.50～93.00 の階層を除けば、概ね一様にランダム係数が得られていることがわかる。この 92.50～93.00 の階層の発生個数が低い理由は、最低制限価格率の上限値の価格から予定価格までの範囲内に入札がない場合で、最低制限価格の範囲内に入札があったときは、その範囲内で最も高い入札の価格を最低制限価格の上限値とし、その上限額以下となるような予定価格に乗ずるランダム係数を設定するため、最低制限価格率の上限値付近である、92.50～93.00 の階層は発生個数が他よりも少なくなっている。

【委員】

最低制限価格を決めるのに、1 段階目で終わる場合と 2 段階目に行く場合があるのか。

【事務局】

2 段階ではなく、1 回の抽選で、91～93 を引くか、もしくは応札によって 91 から上限値を引くかというような抽選をしている。

【委員】

入札者のうち、最低制限価格範囲の業者が最低制限価格を下回ったため、予定価格に近い価格で入札した少数の業者が落札したという事案であるが、このようなケースが散見される。なかなか難しいが、このようなケースを無くすうまい施策はないものか。どのように考えていけばいいのか、何か考

えはあるか。

【事務局】

昨年度からご指摘いただいているが、現在の入札制度ではどうしても生じるケースであるため、過去の経緯を含め現在の制度を説明させていただく。

平成 19 年度は、最低制限価格率の範囲内の入札率の平均を最低制限価格率としていた。この方法だと最低制限価格率の範囲内の平均値なので、範囲内に入札した参加者が失格となり、予定価格に近い入札者が落札するということとはなくなるが、1 者が故意に上限で入札すると、最低制限価格率が上振れすることや過去の落札率の結果により、入札額を誘導している等の弊害が出たことから見直しを行った経緯がある。それ以降は最低制限価格率の下限值から予定価格までの範囲内での有効な入札額の合計額を 201 で割り、さらにその余りを 100 で割った数値を最低制限価格率の下限値に加えた数値と、最低制限価格率範囲内の最高の入札率を比較し、低い方を最低制限価格率としていた。

しかしながら、この場合、最低制限価格率の範囲内でしか落札できず、結果的に最低制限価格率の範囲内に入札を誘導し、適正な価格競争を阻害しているといったことや、その結果、無理に低い価格で応札するなど、不適正な工事施工や下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化へつながる恐れもあり、建設業育成の観点からも改善が必要となった。この課題を受け、現在の完全ランダム係数方式に見直しを行った経緯がある。結果として、今回ご指摘のようなケースが生じている状況である。自治体が行う契約は最小の経費で最大の効果を上げることも重要な目的であるが、品確法や入契法に則った建設業の担い手確保も非常に重要な目的である。先にご説明した予定価格は市場価格の平均値という事を併せ考えると、止むを得ない結果だと認識しているが、たびたびご指摘をいただいております。何かいい手法について検討しているところではあるが、今のところ効果的な解決方法には行きついていない。今後も、ランダム係数を使用している他都市を注視するなど、よりよい入札制度を検討していきたい。

【委員】

令和 5 年度入札監視委員会提言の対応について説明を求める。

【委員】

提言の(3)の入札金額と内訳書の総額の完全一致とあるが、これは入札条件とか公告が何かで周知されているか。不一致の場合は無効という事も記載しているか。

【事務局】

要綱において規定しており、それを入札の条件として、1 円でも違う場合は無効であることは公表している。また入札公告に添付している内訳書の中にも無効となることを記載している。

【委員】

国の通知では、相違がある場合の無効は例外的にとれるが、なぜ厳格に無効とするのか。無効にすることで、落札となる一番安い入札金額が無効となり、高いお金で契約することとなる発注者側の話なので、無効にするか考えるべきだと思う。

1 円でも違えば無効ですよと周知していれば別であるが、そうでない場合は、どうしてガチガチにしているかわからない。

【事務局】

端数処理のレベルのところは検討の余地があると考えている。

【委員】

端数処理で言えば、1 億円の工事をどこで切るのか。千円ではきらない。総額によらず一律この桁というのともうかと考える。もしそこを検討するなら、総額でどの桁で落とすかは変わっていいかと思う。

【委員】

不参加のところは、今のところホームページに載せるだけ、その後もメールを送付するとあるが、罰則は付けられないのか。複数回は、不誠実という事で契約事務が遅れることもあるので、罰則等厳格にできないか。

【事務局】

他都市の調査では、罰則を設けるような事例は見当たらなかった。また、現在、周知を行っていないので、まず周知を行って、効果を見極めていきたい。通知もお願いベースではあるが強弱等々あるので、まずはそのあたりから実施していきたい。

【委員】

別冊資料 1 ページ下段の国土交通省入札額の分布のように、長崎市の入札額を整理できないか。フォーマットがそういうふうになっていないかもしれないが、電子入札なら簡単にできないか。

【事務局】

データを持っているだけでは、もったいないので、どういう形でアウトプットするか、見やすい分析の仕方あると思うので、引き続きそのようなご助言をお願いしたい。

【委員】

入札不参加にもヒアリングをやっているという話もあったので、その時には必ず入札システムで辞退届のボタンをクリックすることを徹底するように周知してほしい。また、建設業組合や管組合など参加しない場合は入札システムで辞退届を提出するように業界団体にも周知してほしい。

【事務局】

議題外のその他として、資料について、現在、データと紙を送付し、当日紙資料をご持参いただいているが、次回からはデータはこれまで通り事前に、紙は当日会場配布させていただく対応を考えているがいかがか。

【委員】

資料やデータの配布については、各委員の意見に合せることとし、各委員に聞いてほしい。

2 指名停止について

意見なし